

長崎市公告第 74 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 長崎市住民活動保険
- (2) 業種 保険業務
- (3) 概要 住民活動中の傷害事故及び損害賠償事故に対する保険
- (4) 保険期間 令和7年8月1日（金）16時00分から令和8年8月1日（土）16時00分まで
- (5) 最低制限価格 無
- (6) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）
- (7) 予定価格 非公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内、認定市内又は準市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1(2)の業種に係る登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。

(8) 本業務の引受保険会社は、公告日から起算して過去5箇年のうちに、金融庁の行政処分による登録取消し、業務停止命令若しくは支払いに関する業務改善命令を受けていないものを条件とする。

(9) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。

(10) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市市民生活部自治振興課（以下「自治振興課」という。）（長崎市魚の町4番1号 10階）において閲覧することができる。

4 入札の日時及び場所

令和7年6月26日（木）午前9時00分

長崎市役所9階中会議室（長崎市魚の町4番1号）

5 入札保証金

要（見積る契約金額の100分の3以上。ただし、長崎市契約規則第6条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除）

6 入札参加申請等

(1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

(2) 申請書に必要事項を記載し、長崎市に使用印鑑として登録している印を押印の上、自治振興課に持参又はファックスにより提出すること。ファックスによる場合は、到着後、自治振興課担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票に担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに自治振興課から着信確認の電話がない場合には、自治振興課に着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本を後日、持参又は郵送により提出すること。

(3) 申請書の受付

- ア 受付期間 令和7年6月10日（火）から令和7年6月17日（火）10時00分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年条例第35号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
- イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。受付最終日は10時00分まで）
- ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）
自治振興課
電話番号 095（829）1134（直通）
ファックス番号 095（829）1233

(4) その他

- ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和7年6月19日（木）までに通知する。

8 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、自治振興課の窓口で配付する。この場合は、事前に自治振興課へ電話すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和7年6月17日（火）10時00分までに持参又はファックスするものとする。
- イ 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）
自治振興課
ファックス番号 095（829）1233
- ウ 回答期限 令和7年6月19日（木）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- エ 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで（休日を除く。）
- オ 閲覧場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）
自治振興課

9 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出は、郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (2) 提出期間 令和7年6月19日（木）から令和7年6月25日（水）まで（日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着）
- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする（再度入札についても、郵便入札とする。）。
- (5) 初回入札において、落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者に連絡することとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「9 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵便方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

入札書提出前までは、入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 問い合わせ先

公告及び業務の内容

自治振興課 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）

電話番号 095（829）1134（直通）

